

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

## 原告準備書面(9)

平成28年4月8日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明

弁護士 上出恭子

弁護士 和田香

原告は、本書面にて被告医療法人一裕会・第4準備書面(以下「被告第4準備書面」という。)の事実経過に関して必要と考えられる点につき、反論及び原告の主張を行う。

なお、以下において、単に「被告」と表記する時は、「被告医療法人一裕会」のことを指すものとする。

### **第1 被告準備書面第4 I「第2 同準備書面第1について」(2頁以下)に対して**

1 被告主張の亡輝民がNバイザーから「当初から実習日誌や特に症例日誌について、検査予定や、反省点や感想を記載すべきことを求められていた」(被告書面5頁8行目以下)とは認められないこと

(1) 亡輝民が本件実習の開始時点で、Nバイザーから実習日誌、症例日誌に具体

的に如何なる内容を記載すべきであるとの説明を受けていたのかは、亡輝民作成の顛末書（甲6）記載の、11月12日から15日にかけてのNバイザーの対応が適切な指導の範囲に留まるものか、それとも理不尽なもので亡輝民に対し強い心理的負荷を与えるものであったのか判断をする前提事実として原告は問題としている。

そして、原告は被告が主張するような「当初から実習日誌や特に症例日誌について、(1)検査予定や、(2)反省点や感想を記載すべきこと」及び(3)担当症例患者が通院をしていない日についても症例日誌を作成するという具体的な指示が、実習開始の時点においてなされていなかったと主張しているのである（番号代理人による、以下同様。）。

(2) この点につき、被告は、「そもそもここで確定すべき事実は、実習開始時に、Nバイザーから輝民に対して、実習日誌や症例日誌、とりわけ症例日誌の記載内容について、どのような指示ないし要請がなされていたかである。このような事実を確定するには、Nバイザーが近畿リハ学院に提出した報告書（乙5）よりも、もっと客観的かつ確実なものがある。それは、現実に亡輝民氏が作成した実習日誌（甲16の1）や症例日誌（甲15）及び手帳（甲33）である。」（被告第4準備書面4頁6行目以下）として、以下の記載内容を引用した上で、「輝民氏は、Nバイザーから、当初から実習日誌や特に症例日誌について、(1)検査予定や、(2)反省点や感想を記載すべきことを求められていたものと思われる」と主張する（同準備書面5頁8行目以下）。

11月5日（甲16の1・54頁）

D井さんに対して検査項目としていくつかの項目を挙げている。

11月6日（甲16の1・52頁）

検討した検査項目として数項目挙げている。

11月7日（甲16の1・50頁）

「未実施の筋力測定を実施したい」と以後の検査予定を明記

1 1月8日（甲15・45頁）

D井さんが正式に症例患者となり、実習内容は症例日誌に記載

1 1月9日（甲15・42頁、44頁）

「D井さんのQOLをより向上させていく為には、できればそういったことを可能にしていくことを考えたい」と感想

右肩の状態について「情報収集を行う」と問診や検査の方針を記載

1 1月12日（甲15・39頁）

明確に検査予定が記載され、反省点として自らの反省や感想が記載

(3) しかし、これらは被告が自己の言い分に都合のよい箇所を引用しているに過ぎず、被告の主張を裏付けるものとはならない。

むしろ、以下に引用する亡輝民が実際に作成をしたD井さんに関する他の記載も考慮すれば、事前に実習日誌、症例日誌の記載内容につき被告主張のような内容をNバイザーから受けていたとは認められない。

ア 反省や感想に関する記載

5日：反省・感想なし（甲16の1・53頁以下）

6日：反省・感想なし（甲16の1・49頁以下）

7日：反省・感想なし（甲16の1・46頁以下）

8日：反省・感想なし（甲15の45頁以下）

9日：「D井さんのQOLをより向上させていく為には、できればそういったことを可能にしていくことを考えたい」（甲15・42頁）

11日：反省・感想なし（甲15・40頁）

イ 6日間のうち5日に関しては記載内容の大半が、患者からの問診した内容や評価である。これに対し、内容的に「感想」と評価出来る記載が部分的にないわけではないが、「反省」といえるような記載は一切ない。

なお、（9日）の記載内容は「旅行したいという希望を実現する可能性を考えたい」というもので、反省・感想というよりも治療の目標と評価すべき内容である。

ウ 症例日誌の検査予定に関する記載

5日：6個の検査項目の記入（甲16の1・54頁）

6日：「以下の検査を検討する」として6項目記入（甲16の1・52頁）

7日：「未実施の筋力測定を実施したい。」（甲16の1・50頁）

8日：検査項目・予定の記入なし（甲15・45頁、下線原告代理人、以下同様）

9日：右肩について問診の質問内容を記入、検査項目・予定の記入なし（甲15・44頁）

11日：検査項目・予定の記入なし（甲15・40頁）

エ 以上のとおり、D井さんに関する11月5日から11日までの6日間の症例日誌、実習日誌の記載内容を見れば、検査項目及び予定が具体的に記載されているのは3日（5、6、7日）だけである。

また、11月6日の検査の記載は、11月5日の「なぜ、左右差があるのか？  
どうする方法で、その原因をさぐることができるか。必要な検査を考えてくること」（甲16の1・54頁）というNバイザーによる具体的なコメントを受けて、書かれたものである。

以上のような亡輝民が残した文書の記載内容に照らせば、実習当初から検査予定を毎日記載するように指導していたとの被告の主張は、実習日誌・症例日誌からは全く裏付けられない。また、11月5、6、7日の検査内容の記載は、翌日の検査としてではなく、D井さんに対して今後実施を検討する項目として挙げられており、翌日（日誌提出日）の検査項目を記入するような指示があったことの裏付けとはならない。

オ 加えて、12日の日誌は12日実習終了後に記載されたのではなく、13日にNから叱責を受けた後で記載されたものであり（甲21）、実習当初から毎日記載するように指導していたことの証明にはならない。

逆にこの日の日誌に、「明確に検査予定が記載され、反省点として自らの反省

や感想が記載」されたのは、13日に初めてNから記載内容について指示を受けたことを証明するものである。

そして、この日以降、「必要な検査測定」ないし「検査測定」という項目を設けて、検査内容が記載されるようになったのである（甲15の3, 5, 10, 21, 24, 38頁）。

#### (4) 小括

以上のとおり、症例日誌、実習日誌の作成内容及びその経過からして、被告の主張に反して、「当初から実習日誌や特に症例日誌について、(1)検査予定や、(2)反省点や感想を記載すべきこと」との指示が亡輝民になされていなかったことが裏付けられる。

## 2 検査中止が指示された11月12日の検査内容及び中止となった理由が被告主張は事実に反すること（被告第4準備書面5頁以下）

(1) 被告は、「先ず原告は、痛覚検査と表在感覚検査は異なるものとの前提で、被告一裕会は、痛覚検査を実施したと主張しながら、実際は、表在感覚検査を実施したとの主張を展開していると批判を加えているようである。しかし、表在感覚検査は触覚検査と痛覚検査を含んだ概念であるから、この批判はナンセンスである。」（被告第4準備書面5頁22行目以下）と主張する。

しかし、原告が問題にしているのは、「表在感覚検査」、「触覚検査」、「痛覚検査」等の検査の呼び方についてではなく、原告は亡輝民が11月12日に実施した検査は、名称はさておき、楊子で皮膚を刺す検査であると主張しているのである。

それに対し、Nバイザーはブラシの検査と言っているのだから両者の主張が異なるとともに、被告の主張は以下述べるとおり事実に反する。

(2) まず、被告が指摘をするように亡輝民が、11月13日付け症例日誌において「表在感覚検査」「痛覚検査」を別物のように表記している点（甲26・2頁）において不正確さがあるとして、亡輝民が12日に実施した検査は、これま

でも主張したとおり（原告準備書面(4)・6頁）、12日の症例日誌における「痛覚検査（下腿） 下腿に刺激を10回入力した。 右10／10 左9／10」（甲26・1頁）という記載内容と、11月13日の記載（甲26・2頁）に「（痛覚検査）検査方法：楊子で皮膚を軽く刺す。感じた刺激の強さを、右を10として基準とし、・・・① 大腿部 ・刺激を10回入力。刺激自体に反応がなかったのは0回」という内容に合致する点に照らし、12日に実施した検査は楊子で皮膚を刺す検査である。

これに対して、被告は11月12日に実施した検査は「患者の足をブラシでこすり、患者の反応を見るという検査」をしたと主張するが（被告第4準備書面6頁6行目）、このような事実は認められない。

このように、検査が中止となり、被告も「例外的」と主張する事実について、いかなる検査をしたのか事実に反する主張をすること自体がNバイザーの記憶が信用に値するものではないことを示唆する。

(3) さらに、検査が中止になった理由について、「検査の進め方・目的について質問された際、その内容を的確に伝える説明を行えなかった。これを的確に行えなかったことから中止となってしまい」（甲26・1頁）という亡輝民の記載からして、被告主張の検査の方法が問題で中止となったのではないと原告は指摘をしているのである。

このことは、顛末書（甲5）において、12日「担当症例様の痛覚検査を行うことになっていました。検査の手順として、まず左右への感覚の入力の有無をみて、その後 左右の強弱を調べていこうと思っていました。実施途中で、N先生より一端中断するようにいわれ『何をしているのか』と聞かれました。説明してはいたのですが、途中で止められ、『意味がないから中止』といわれました。その後もう一度説明を求められたので、最終的に左右の強弱を比較することを伝えたところ、『それならそうとさえいけばいい。要点を伝えないと分からない』と言われましたが、自分のしようとしていた事は理解して頂けたと感じました。」と書いてあることから、検査の仕方・方法ではなく、検査の目的について説明が出来な

かったことが主な問題とされていることが分かる。

- (4) そもそも、「症例患者については、継続的に観察を続けて行かねばならず、当該検査が患者に必要であるか安全なのかをバイザーが判断しなければならない（被告第2準備5頁4行目）」のであれば、12日の楊枝での検査当日はD井さんに検査を実施する前にNバイザーは検査の内容と意義を把握していたはずである。しかし、実際には輝民の顛末書(甲6)によると検査の途中で何をしているか聞かれ、説明の途中で「意味がないから中止」と指示されている。

このことは、当日の検査内容についてバイザー自身が事前に把握していなかっただけでなく、検査実施時に監督さえしていなかったことを示すとともに、辻クリニックでは、学生はバイザーに管理監督されておらず適切な指導も行われていなかったことを示唆する事実である。

### 3 11月13日の出来事について

- (1) まず、11月13日に亡輝民が12日の症例日誌を作成しなかったことに対して、なぜ書いていないのかと問われ、ボイコットしているのを同じ帰るかとまでNバイザーから言われたことについて、原告・被告に争いはない（被告第1準備書面1・10頁）。

そして、被告は「検査が中止の場合でも症例日誌を作成するという指示は事前になされなかった」との原告の指摘に対し、このような主張は不合理だと批難する。「そもそも症例患者の実習現場において、検査が中止になるということ事態は例外的な事態であるから、そのような例外的な事態に対してまで事前にNバイザーが指示をなすことは困難で、そのようなことにまで事前に指示されていないのは当然であるからである。」として、12日の時点で症例日誌を作成するという具体的指示をNバイザーがしなかったことを前提に、そのような指示がなかったこと自体問題がないと主張したいようである。

しかし、これまでに主張したように亡輝民は、「当初から実習日誌や特に症例日誌について、検査予定や、反省点や感想を記載すべき」との説明を受けていな

い。また、検査中止という「例外的な」場合で、しかも既述のように検査中止の理由が検査の実施の仕方の問題ではなく検査目的についての説明が出来なかったという場合に、症例日誌を作成することは予想だに出来なかった。

仮に被告の主張のような症例日誌等の記載について事前の説明があったとして、被告の主張によればNバイザーにとっても指示が困難である、「検査が中止になった場合にも症例日誌を作成する」ということを、亡輝民が実習開始時の説明から、このような「例外的な場合」にも症例日誌を作成しなければならないと考え、作成することも「困難」であったと言わざるを得ない。

それにも拘わらず、Nバイザーから、「なぜ書いていないのか、ボイコットするのと同じ」とまで言われたのであるから、仮に百歩譲って、被告主張のような症例日誌に関する事前の説明を亡輝民が受けていたとしても、症例日誌を書いてなかった事に対するNバイザーの対応は、理不尽であり極めて強い心理的負荷を亡輝民に与えたことは明らかである。

(2) 被告は、「この日の検査中止事件なるものが、輝民にとっては、約30分間頭を冷やして甲15を作成できるほどのものであったという事実である。最後通牒的なものと受け止めたのであれば、甲15を作成できるはずがない」と主張する（被告第4準備書面7頁17行以下）。

まず、被告の「作成」との趣旨が文書の「完成」を意味するのであれば事実ではない。原告準備書面(7)6頁以下で主張したとおり、亡輝民は11月12日の症例日誌（甲15・39頁）を午前の診察を終えて午後の診療が始まるまでの昼休憩時間に作成にとりかかりはしたが（甲25の2）、文書を完成したのは、自宅に戻ってから日付の変わった11月14日1:57分（甲25の2）である。

また、亡輝民が甲15・39頁を休憩時間に「作成し始めたこと」だけを捉えて、「今日はもう見せたくない。帰るか」「次やったら終了」と午前中に言われたことが輝民にとって大した問題ではなかったという根拠にはならず、被告の主張には論理の飛躍がある。

(3) なお、被告は「11月12日付けの症例日誌は、11月13日14時7分2



1秒に輝民が作成したことは、原告自らが主張しているところであるから、この部分は自己矛盾である」（被告第4準備書面7頁22行目）と主張する。

しかし、原告が主張するのは、11月12日付の症例日誌のパソコンのデータ状の作成日時、即ち文書の作成に取り掛かった時刻が11月13日14時7分

（甲25の2）であり、更新日時が14日1時57分（甲25の2）で、この時刻に12日付症例日誌を完成したとしているのであるから、12日付症例日誌を「輝民が13日の実習後に作成した文書」とすることに自己矛盾はない。

- (4) 被告は「さほど双方にとって大きな問題ではなかった11月13日のことを、Nバイザーが、殆ど11月15日のこととごっちゃになって11月15日の欄に記載してしまったからと言って、問題とされるのはNバイザーとしても心外である。」と半ば開き直りともいえる主張をする（被告第4準備書面8頁8行目）。

しかし、その一方で13日の件について、被告は「検査が中止になるという事態は例外的な事態である（同準備書面6頁20行目）」「前日に検査中止というアクシデントがあったにも関わらず、亡輝民氏から提出された症例報告には何らの感想も記載されていなかった。」（第3準備7頁24行目）、「現に前日に検査中止という失敗をしでかしているのに、何らの感想も記載しなかった。」（同8頁7行目）とNは認識し、「Nバイザーが実習中止を示唆したのは11月13日だけであって、しかも安易な実習中止の示唆とは大いにことなるものである（第3準備9頁14行目）」とまで主張しているのであり、Nにとっても「大きな問題でなかった」はずがない。

また、「連日の失敗を過度に負担に感じないようにと・・・イタリア料理店にさそい、一緒に食事（第3準備9頁11行目）」とも主張しており、亡輝民にとって過度に負担となる可能性があることをN自身理解していた。

- (5) とりもなおさず、「これはボイコットしているのと一緒」と指摘され「今日はもう見せたくない。帰るか」と言われ、30分程、リハ室の角のスペースで待機した後、次やったら終了と言われた（甲6）亡輝民は、13日に帰されそうに

なった件についてメールで池田教員へ報告しており、輝民にとっては大きな問題であったことは明らかである。

被告の「大きな問題ではなかった」という主張そのものが事実と反するものであるとともに、主張のされ方自体、実習生を受け入れる医療機関としての資質を有するのかが疑問を抱かざるを得ないものである。

#### 4 11月15日について

これまでも主張したとおり、症例対象の患者が来院していない場合でも症例日誌を作成するという指示を亡輝民は事前に聞いておらず、その説明をしたことを前提とする被告の主張は被告の見解に過ぎない。

### 第2 被告準備書面第4 I「第3 同準備書面第2について」（10頁以下）に 対して

Nバイザーは11月29日午前中に指摘した修正点をその日のうちに修正することを前提に亡輝民に指示したこと

1 被告は、原告が、11月29日に「症例発表当日の昼前にこれら3点の指摘を受けて、その日のうちに実習生が修正することは時間的に見て、極めて困難である。」そして、これが「無謀な指示」だと主張した（原告準備書面(7)・15頁）点に対し、「『その日のうちに実習生が修正すること』などNバイザーは求めている。」と反論する（被告第4準備書面10頁・15行目）。

しかし、Nバイザーは、11月29日に亡輝民がパソコンを持ってくるのを忘れてしまったことに対して、「『えっ?』と今日は夜に発表を控えているのでこちらは驚いてしまいました。いつもパソコンを持ってきてデイリーを入力していたので、当日もパソコンで修正して発表してもらおうと考えていたものの、こんな日に限って忘れてしまうとは思ひ、・・・『今日一日、データ無かったら修正できない』と言いました。」（乙5・7頁）と述べており、その日のうちに修正をすることを前提に29日午前中に修正箇所を指示したことは明らかである。

被告こそ、証拠に基づき主張すべきである。

2 被告は、症例発表は近畿リハ学院で行い評価を行うのも同学院であって、Nバイザーに「無謀な指示など出来るはずがない」と反論する。

確かに、症例発表は近畿リハ学院において実施するものであるが、実習先の評価を無視して、実習の評価が出来るものではなく、被告の主張は実習の実態を無視した形式論に過ぎない。

### 第3 被告への求釈明

#### 1 求釈明事項

亡輝民の実習時の担当症例患者であった「D井氏」に関し、下記の事項を明らかにされたい。

- (1) 辻クリニックにおいて付された診断病名
- (2) 同患者が辻クリニックで初めて診察を受けた日時
- (3) 平成25年1月から11月30日までの同患者の辻クリニックへの通院日数
- (4) 上記期間における、同患者の北斗整骨院への通院日数
- (5) 上記期間における、辻クリニックでの同患者への治療内容
- (6) 上記期間における北斗整骨院での同患者への治療内容

#### 2 求釈明を必要とする理由

亡輝民が残した担当症例レポートの草稿（甲17）によると、担当症例の患者について、「Iはじめに」において「25年以上前の左大腿骨骨折により左下肢の動作能力が低下した症例を担当」との記載がある。また「III医学的情報」においては、診断名として「変形性腰椎症、右肩関節周囲炎、骨粗鬆症」との記載もある。

以上のように、本症例では原因となった骨折事故が相当以前に発症し、その後

長期間が経過しており、リハビリ期間もまた相当長期間に及び、診断名も上記のとおり錯綜している。

臨床経験が未熟な実習生にとって、上記のような患者が担当症例として適切かどうかを判断するためには、上記の求釈明事項が明らかにされる必要があると思料する。

以 上

イ 6日間のうち5日に関しては記載内容の大半が、患者からの問診した内容や評価である。これに対し、内容的に「感想」と評価出来る記載が部分的にないわけではないが、「反省」といえるような記載は一切ない。

なお、（9日）の記載内容は「旅行したいという希望を実現する可能性を考えたい」というもので、反省・感想というよりも治療の目標と評価すべき内容である。